

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜県農業振興地域整備基本方針の変更

(農 村 振 興 課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 八 年 三 月 二 十 五 日

告 示

岐阜県告示第百六十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により岐阜県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により公表する。

なお、岐阜県農業振興地域整備基本方針は、岐阜県農政部長官振興課及び各農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

また、岐阜県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

令和八年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

第一 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

3 農業上の土地利用の基本的方向

第二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

第三 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

2 農業地帯別の構想

3 広域整備の構想

第四 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

- 2 農用地等の保全のための事業
- 3 農用地等の保全のための活動
- 第五 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進の方向
 - 2 農業地帯別の構想
- 第六 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 重点作物別の構想
 - 2 農業地帯別の構想
 - 3 広域整備の構想
- 第七 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
 - 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
 - 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
- 第八 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第九 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
 - 1 生活環境施設の整備の必要性
 - 2 生活環境施設の整備の構想

令和八年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社